

## 論文審査の要旨

|   |              |     |     |
|---|--------------|-----|-----|
| 博士の専攻分野の名称  | 博士（文学）       | 氏名  | 章佳  |
| 学位授与の要件   | 学位規則第4条第1項該当 |     |     |
| 論文題目<br>江戸時代初期儒家神道研究 ―東アジア思想文化の展開として―   |              |     |     |
| 論文審査担当者   |              |     |     |
| 主査  | 教授           | 市来  | 津由彦 |
| 審査委員  | 教授           | 有馬  | 卓也  |
| 審査委員  | 教授           | 久保田 | 啓一  |
| 審査委員  | 准教授          | 末永  | 高康  |
| 審査委員  | 愛知教育大学教授     | 前田  | 勉   |
| 〔論文審査の要旨〕   |              |     |     |
| <p>本論文は、儒学朱子学理論によって語られた神道思想である日本近世の儒家神道として時期的に最も早い林羅山（1583-1657）の理当心地神道を主たる研究対象とし、その神道思想の構造と歴史的意義を追究したものであり、序章と結章を含めて全7章からなる。</p> <p>序章は、林羅山における神道への関心の推移、本研究で主な解析対象資料とする『神道伝授』『神道秘伝折中俗解』がその神道思想の集大成として彼の晩年に作成されていること、日本近現代の先行研究に見出される課題、及び他の有力な江戸初期の儒家神道である山崎闇斎（1618-1682）の垂加神道も含む儒家神道を位置づけるには儒教の言葉を東アジア思想文化という広い視点から考察すべきこと等を論じる。</p> <p>第一章は、神道諸問題を説明する装置としての朱子学理論・鬼神論の、林羅山における受け止め方を検討する。朱熹の鬼神論は、鬼神（キシシ）をも含む現象世界の万物のあり方を構造論的に一見合理的に語るのではあるが、その実、鬼神そのものや、祖先祭祀における祭る者と祖霊との関係を否定はしていない立場で周到に説明しているとみてとり、羅山が朱子学鬼神論によって神道の神（カミ。以下同）を語るのは、近代的な意味での合理的説明を目的とするものではなく、神の存在を承認した上での説明であることを指摘する。</p> <p>第二・三章は、神道の根源神である国常立尊（くにのとこたちのみこと）に対する羅山の説き方を論じる。第二章は、中世神道はこの神と神がいる場である「渾沌」を語る際に理気論の用語を使うとはいへ、朱子学理論としての正確な理解にはまだ至っていないとした上で、朝鮮朝経路も含め、中国明代の朱子学が戦国末に伝来することで日本においても理気論が正しく使えるようになり、羅山らの新たな神道説・神観念が成立しえたことを指摘する。第三章は、「太極」の理という朱子学の根幹概念、および国常立尊を語るときに羅山が用いる「無形」の語の意味の相違を追究し、国常立尊が世界の元初形態の「渾沌」という場に設定されていることからして、羅山はこの神の根源性を理としての「太極」で置き換えるのではなく、異なる視点から構造論における世界の根源は「太極」、起源論における世界の根源は国常立尊と位置づけ、両者を共存させていたとする。</p> <p>第四章は、理当心地神道における「心」概念を検討する。この神道の「心」概念は多くを中世神道に負うが中世神道を単に継承するものではなく、朱子学理気論を基礎に据えつつ、心は仏教が言う「虚無」ではなく「実理」をそなえ、自身の心を清く保てば神と感応し「理」を体得できるとし、仏教と融合した中世神道から羅山が脱皮しようとしていることを指摘する。</p> |              |     |     |

第五章は、羅山の神国論を検討し理当心地神道の政治思想としての意義を論じる。この神道において羅山は当時主流であった神国仏国論を否定し「神道即ち王道」という神儒一致の王道論を唱え、天皇は神勅によって日本を統治するが実際政治は行わず、天皇の陪臣の将軍が天皇の代わりに王道政治を行うという二重の王道論により、神道の神聖性と儒教政治の両面を確保するとする。

結章は、以上まで論じてきたことのまとめと東アジア思想文化交流という視点の有効性を論じる。

本論文は、垂加神道との本格的比較には至らず、また論述に飛躍と重なりがみられる点はあるが、林羅山の神道思想を構造論的に詳細に究明し、東アジア思想文化連動という視点から歴史的に位置づけようとした点は、今後の学界に寄与するものとして評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。